

監査委員について①

○ 監査委員の選任

- ・監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員から選任する。（法 § 196①）

＜定数＞

| | 定数（法 § 195②） | 内訳（法 § 196①） |
|-------------------|--------------|--|
| 都道府県 人口25万以上の市 | 4人 | 議員1人の場合は、識見を有する者3人 議員2人の場合は、識見を有する者2人 |
| 市町村 | 2人 | 議員1人、識見を有する者1人 |

- ・識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職員であった者は1人以下でなければならない。【いわゆる〇B制限】（法 § 196②）
- ・監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。（法 § 196③）
- ・識見を有する者のうちから選任される監査委員については、常勤とすることができる。（法 § 196④）
- ・都道府県及び人口25万以上の市においては、識見を有する者から選任される監査委員のうち1人以上を常勤としなければならない。（法 § 196⑤）

監査委員について②

○ 監査委員の解任方法

(1) 罷免(法 § 197の2)

普通地方公共団体の長は、以下の場合に、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるとき

上記の場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(2) 退職(法 § 198)

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

○ 監査委員への親族の就職禁止

- ・ 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。(法 § 198の2①)
- ・ 上記の関係が生じたときは、その職を失う。(法 § 198の2②)

○ 監査委員の服務

- ・ 監査委員は、その職務を遂行するに当たつては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。
(法 § 198の3①)
- ・ 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(法 § 198の3②)

○ 監査執行上の除斥

- ・ 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。
(法 § 199の2)